

宮交タクシーの安全運行に関する基本方針や2016年度の事故の統計などをご報告します。

安全への取組み

[1] 基本方針

《宮交グループ経営理念》

- 安全を追求し、安心・信頼されるグループを目指します
- 夢と感動を笑顔で運びます
- 明日に向けて、あらゆる可能性に挑戦し続けます

安全憲章

今日も、お客様の安心を運びます

安全指針

私が基本です。私が手本です。私がプロです

安全宣言

私は、確認とゆとりで安全運転に徹します

[2] 2017年度の安全目標

事故件数20%削減

[3] 2017年の重点施策

- (1) 徹底した安全管理
 - ・1年に2回の健康診断を実施し、乗務員の健康を管理します。
 - ・安全につながる制度や決まりを実行します。
- (2) 安全を基盤にした整備
 - ・安全に重点をおいた点検整備を行います。
 - ・やさしい運転を指導し、CO2削減に努めます。
 - ・飲酒運転防止規程を追加で、貸切バス宿泊先での検知器を携帯させてチェックを行い、電話点呼にて報告する。
- (3) 教育体制の充実によるサービス提供
 - ・充実した乗務員教育を行いお客様への満足度を高めます。
 - ・高齢なお客様にも安心してご乗車いただける環境を整えます。

[4] 安全管理規定（概要）

（目的）

この規定はタクシー輸送の安全を確保するため社員が守るべき事項を定めタクシーの安全性の向上を目指すものです。

（方針）

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の主導的な役割を果たします。

又、現場における安全に関する声に耳を傾け、安全の確保がいかに重要であるか周知徹底させます。

宮交タクシーは、宮交グループの運営方針である「経営理念」及び「行動指針」をはじめ、タクシー部門の「安全憲章」「安全指針」「安全宣言」「安全目標」を基本として社員の安全意識の高揚を図ります。

（重点施策）

1. 安全は、経済性・快適性等のどの品質要素よりも優先させます。
2. 安全は、公共輸送機関としての原点であり常に最高水準を目指します。
3. 安全に関する費用の支出及び投資は積極的且つ効率的に行います。
4. 安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
5. 安全に関する教育及び研修・訓練を策定し確実に実施します。

- ・ 社員は仕事を進めるに当り法律はもとより社内の規定を守ります。
- ・ 社員は業務上の決まりに疑問を感じたときは上司に報告し、会社はその対策を練ることとします。

（経営者として）

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

1. 安全に必要な予算を確保し、輸送の安全確保体制を整備させ適宣見直しを指導します。
2. 安全統括管理者の意見や申し入れを尊重します。
3. 安全確保のために業務を実行させます。また方法について必要な改善や対策を指導します。

（安全管理）

1. 会社は、次の担当者を選任し、現場における安全運行体制を整え、日常業務を通じて実践させます。

- ・ 安全統括管理者
- ・ 運行管理者
- ・ 整備管理者
- ・ 安全管理者

（情報の共有）

現場と管理側の風通しをよくし、輸送の安全を確保する為に情報を共有します。

(非常時体制)

安全統括管理者の指揮により全員が情報を共有し、人命優先に活動します。

・宮交ホールディングス緊急対応マニュアル

(教育と研修)

会社は、社員（乗務員）に対して定期的に安全に関する指導・研修や訓練を行います。

(監査)

会社は、1年に1回以上安全管理規程に基づき内部監査を行います。

(業務の改善)

社長は、監査や報告書にもとに安全確保のための改善・是正・予防等の措置を命じます。

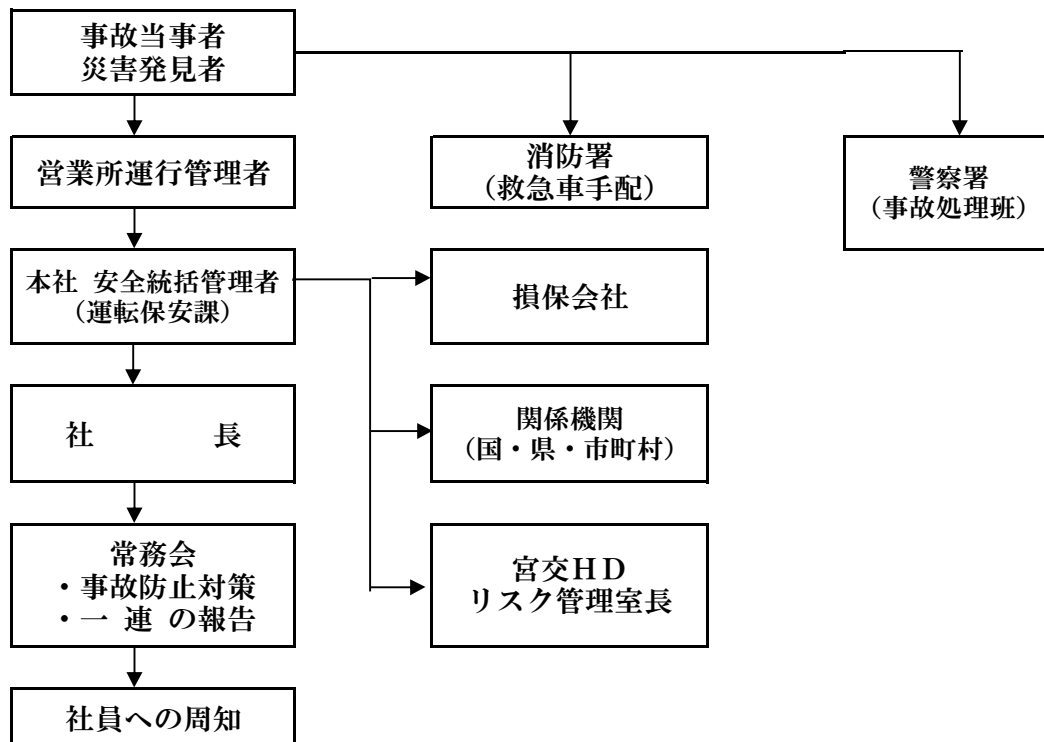
(情報の公表)

会社は、輸送の安全確保のための方針・施策・実績を毎年度当初に宮交グループホームページにて公表します。

[5] 統括安全管理者

バス・タクシー運行の安全を見守り、安全の確保を指揮する「統括安全管理者（営業担当役員）」を置いています。

[6] 緊急連絡体制



[7] ■教育研修計画

- ・ 新人運転士訓練・教習 毎月
- ・ 事故発生者への教育 発生時に事故の分析を管理者
(適正診断の受診) と共に行い事故防止に努める。
- ・ 事故惹起者再教育 3ヶ月毎
- ・ 有責判定(90点以上)3回の者 随時(適正診断の受診)

■健康管理

- ・ ポートクリニックの実施 動体視力、夜間視力、深視力、条件反応
など随時実施
- ・ 健康診断の実施 年2回定期健康診断の受診
- ・ 65歳以上の適正診断の実施 65歳以上の乗務員に対して実施

■事故防止対策会議

- ・ 事故審査委員会 毎月発生した事故の原因を究明しその
責任を調査します。
- ・ 事故防止委員会 毎月の責任事故に至った原因を探り、
同類事故の再発を防止します。
- ・ 常務会 社長を初めとして、幹部による事故検証

[8] 2016年度の取組みと傾向

(1) 自動車事故等に関する統計

自動車事故報告規則第2条により、国土交通省に報告義務のある自動車事故は、2件発生いたしました。

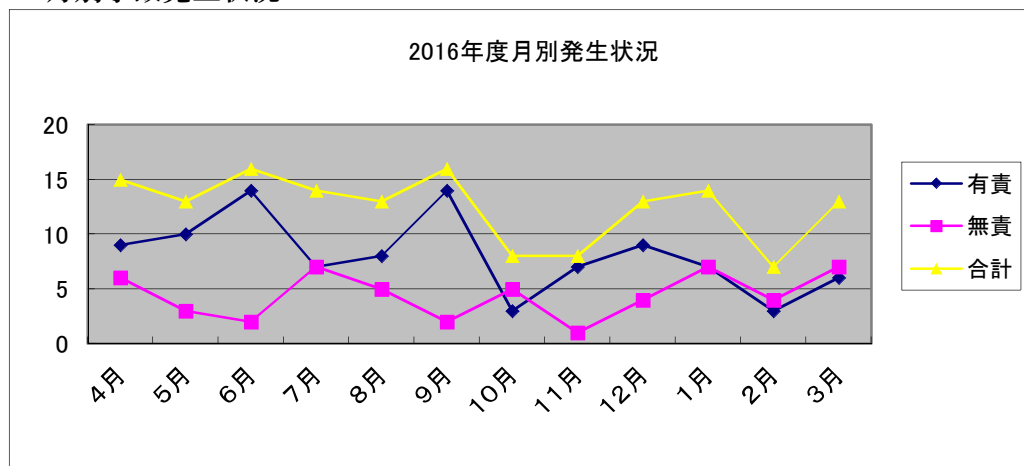
- ① 重傷事故 (第2条第2項) 2件
- ② 車内事故 (第2条第4項) 0件
- ③ 運転者の疾病 (第2条第5項) 0件
- ④ 車輛故障 (第2条第6項) 0件

(1) 交通事故の状況

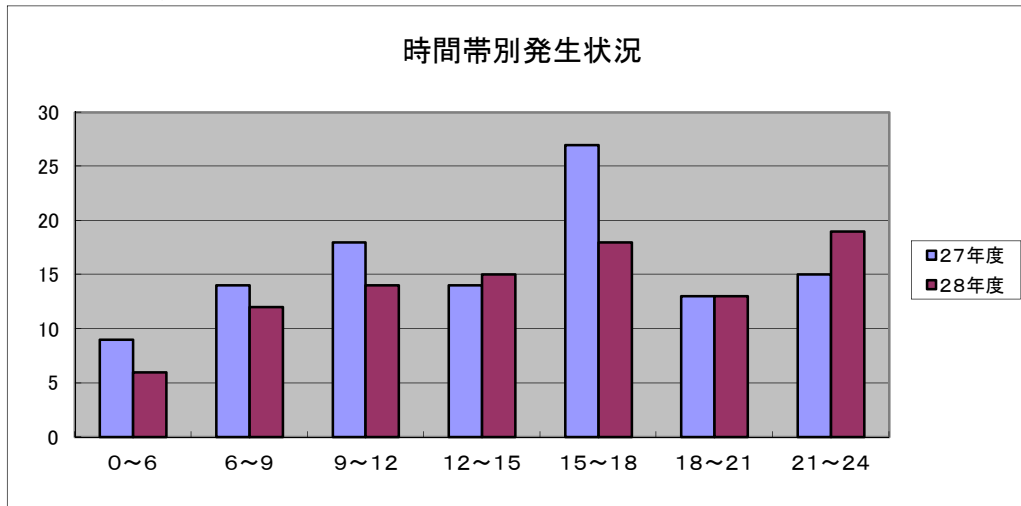
平成27年度に110件の責任事故が発生したのに対して、28年度は97件と13件減少しました。

月別・時間帯・曜日・原因別で見た発生状況グラフを表示します。

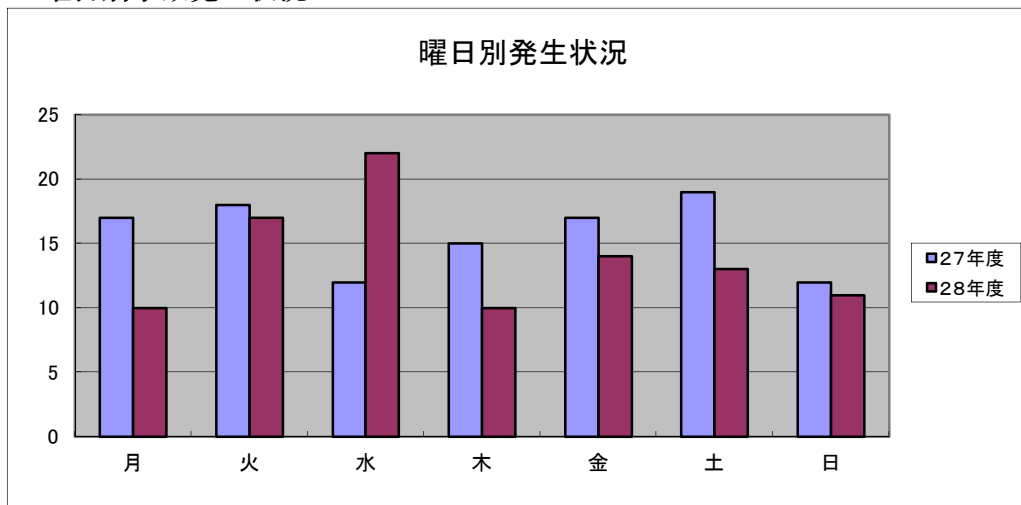
・ 月別事故発生状況



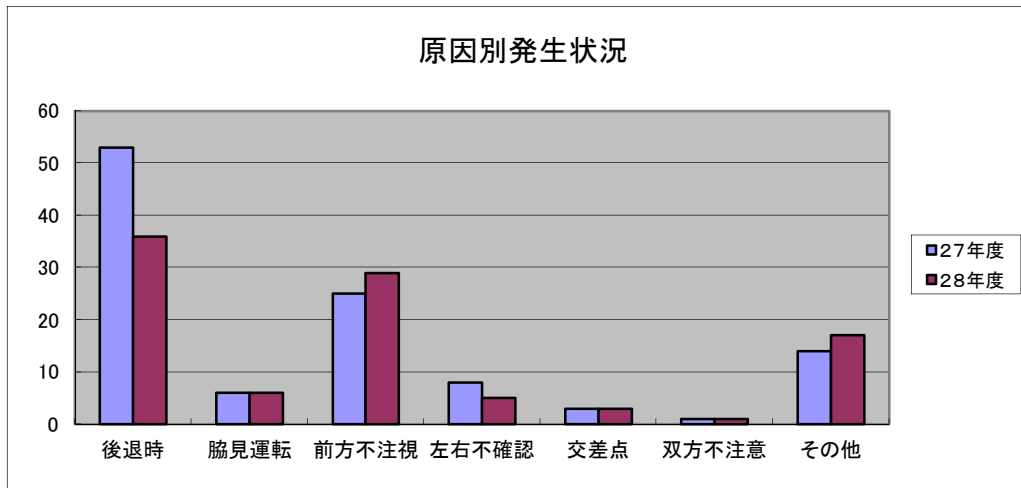
・時間帯別発生状況



・曜日別事故発生状況



・原因別事故発生状況



・28年度発生事故検証

曜日別での発生で水曜が増え、時間帯では、21時～24時が増えました。

[9] 29年度 目標

(1) 乗務員サービス向上について

1. 平成29年度接遇向上委員会標語

お客様には、感謝の気持ちで対応します。